様式2 管理運営状況評価書 【対象年度:平成24年度】 (4社会体育施設)

1 施設概要•利用情報 (単位:人、%、円、日)

番号	-	39	施設名	掛川市	大須賀運動場			担当課名	社会教育課		
区分				内容 ・ 説明							
	(1)謟	(1)設置条例名			掛川市大須賀体育施設条例						
(2)施設設置目的				大須賀町民(合併前)の健康増進とスポーツ普及のため							
	(3)施設が有する設備、機能の 概要			機能の	野球場(右翼81m、左翼94.3m、ナイター設備有)、テニスコート(ハードコート2面、ナイター設備有)、管理棟、駐車場(65台)						
1	(4)旅	也設建設	设年度		昭和53年度						
施	(5)而	(5)耐震性能の有無									
 設 及					防球ネット設置(右	ī翼後方)		夜間照明設備改	文修		
び		(6)将来予想される改修経費			テニスコート面劣化	化					
指定管理	(想	(想定年度と費用見込み)									
理者											
の状	(7)指定管理者名				特定非営利活動法人掛川市体育協会						
	況 (8)指定期間				平成24年4月1日 から 平成29年3月31日 まで						
	(9)旅	(9)施設の管理運営形態			③指定管理料+利用料金併用制度						
	(10)自主事業の有無				□ 実施あり □ 実施なし ※実施ありの場合は、収		※実施ありの場合は、収支	支状況を3ー(3)欄に記入のこと。			
	(11)指定事業の有無				□ 実施あり ※実施ありの場合は、収支状況を3ー(3)欄に記入のこと。						
		(12)事業報告書提出の有無			✓ 提出あり(地	自法第244条の2第7項によ	る提出義務) □ 提出なし	,			
	(13)利用者満足度調査等実施の有無			等実施	☑ 実施あり		※実施ありの場合、(直近の)実施年度 平原			

区分				H22実績	H23実績	H24実績	H25当初	備考
	(1)	施設利用者数		4,908	5,914	6,446		
		野球場		4,186	3,738	5,195		
		テニスコート		722	1,917	1,251		
	施設	観客数		0	259	0		
	設備ごと							
	ے							
2	(2)和	家働率(利用率)					↓備考欄に算定式を記入してください↓
利		野球場	A平日昼間			10.0%		算出式:利用面数/(利用可能面数2×営業日数) 4月分
用状況			B平日夜間			0.0%		算出式:利用面数/(利用可能面数1×営業日数) 4月分
一次			C土日祝昼間			61.1%		算出式:利用面数/(利用可能面数2×営業日数) 4月分
			D土日祝夜間			10.0%		算出式:利用面数/(利用可能面数1×営業日数) 4月分
	施 設		A平日昼間			2.6%		算出式:利用面数/(利用可能面数10×営業日数) 4月分
		テニスコート	B平日夜間			23.3%		算出式:利用面数/(利用可能面数2×営業日数) 4月分
	設備ごと	, , ,	C土日祝昼間			13.3%		算出式:利用面数/(利用可能面数10×営業日数) 4月分
	ځ		D土日祝夜間			0.0%		算出式:利用面数/(利用可能面数2×営業日数) 4月分
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					

			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
2	施設		A平日昼間					
利			B平日夜間					
利用状況	設備ご		C土日祝昼間					
況	(به ر		D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
		区分		H22実績	H23実績	H24実績	H25当初	備考
3	3 (1)指定管理者名		各	NPO法人 掛川市 体育協会	NPO法人 掛川市 体育協会	NPO法人 掛川市 体育協会	NPO法人 掛川市 体育協会	※1-(7) 現在の指定管理者と異なる年度のみ記入
管理	(2)利用者一人当たりの運営経費			871	728	802		
•	(3)	運営日数		313	312	314		
運営状況	(4);	運営人員	①正規職員	1.0	1.0	1.0		※指定管理者の組織構成員全体の人数ではなく、当該指定管理なるのはないではなる。
況	(7)	せらいま	②臨時職員	1.0	1.0	1.0	1.0	※相定管理者の組織構成員主体の人数ではない、当該相定管理施設で働いている実人数を記入してください。

2 施設管理に係るコスト情報 (単位:円、%)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
①人件費	3,784,000	3,680,000	4,014,000	4,014,000	
②印刷費	0	0	0	0	
③通信費	33,003	60,723	37,378	60,000	

	④事務用品、旅費、図書費など	49,587	80,927	0	24,000	
(1)運営コスト(A)	5借上料	65,804	123,375	500,325	529,000	
	⑥保険料、消費税(租税公課)等	191,260	185,220	302,780	203,000	
	⑦その他(支払手数料、広告宣伝費、一般管理費、雑費)	151,150	177,130	313,055	297,000	
	計	4,274,804	4,307,375	5,167,538	5,127,000	
	対前年度増減率		0.8	20.0	△ 0.8	
	区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
	①管理委託費(外注費)	716,520	716,520	1,042,020	717,000	
	建物管理委託	716,520	716,520	1,042,020	717,000	
(2)施設コスト(B)						
(2)加収コスト(ロ)						
	区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
	②修繕費	166,740	279,111	173,040	300,000	
	③光熱水費	1,848,719	1,563,623	1,448,808	1,472,000	
	④燃料費	2,000	0	0	0	
(2)施設コスト(B)	⑤清掃費	0	0	0	0	
	⑥保守点検費	0	0	0	0	
	⑦その他(施設消耗品)	1,244,217	1,587,371	432,279	1,218,000	
	計	3,978,196	4,146,625	3,096,147	3,707,000	
	対前年度増減率		4.2	△ 25.3	19.7	

(3)トータルコスト(施設管理費 合計) (A)+(B)	8,253,000	8,454,000	8,263,685	8,834,000	
(4)合計のうち運営コストの割合	51.8	51.0	62.5	58.0	
(5)施設の収入 ※1)下記3に入力する	356,950	401,400	723,600		
(6)運営コストのうち利用料収入の割合	8.4	9.3	14.0		

3 収支差額の状況 注)【指定管理料施設は(1)欄に、利用料金制度又は両制度併用施設は(2)欄に記入。また、自主事業を実施している施設は(3)欄に記入】

(1)指定管理料のみで運営している施設

(単位:円)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 施設使用料収入	356,950	401,400		※施設使用料は、掛川市へ収入される
b) 指定管理料	8,253,000	8,454,000		
収支差額 a) -b)	△ 7,896,050	△ 8,052,600	0	

(2)利用料金制度施設又は指定管理料・利用料金併用制度施設

(単位:円)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 施設利用料金収入	0	0	723,600	※施設利用料金は、指定管理者へ収入される
b) 収支差額(aートータルコスト)	0	0	△ 7,540,085	
c) bに対する市の支出額(指定管理料)	0	0	8,464,000	

(3指定事業及び)自主事業の状況

(単位:円)

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 指定事業の収入	0	0	0	
b) 指定事業の支出	0	0	0	
収支差額 a) -b)	0	0	0	
c) 自主事業の収入	0	0	0	
d) 自主事業の支出	0	0	0	
収支差額 c)-d)	0	0	0	

4 施設管理所管課(市担当者)としての見解と改善提案

検討項目	現状分析と課題	左記課題を解決するための改善提案(いつから、誰が、何を、どうする)
	間使用料収入額(減免額含む。)の約1.	次回、平成29~33年度5ヶ年の指定から「収支差額が黒字になった場合、次年度指定管理料を指定管理者に支障が出ない範囲で減額する。」又は「黒字を指定管理者に支障のない範囲で市に納付させる。」といった制度を設けて協定書に明記する。
【行革推進係から】 いくら公の施設とはいえ、毎年巨額の収支差額 を生じ、不足分を市民の税金で賄うことが果た	理者収入になったことは、指定管理者の経営努力に対するインセンティブの一つとして認めなければならないと考えるが、	
	当該施設の利用者数実績は施設規模を勘案しても問題無い。これ以上、スポーツ振興を目的とした市の大学がよりを増やすると	現状維持。
	般開放の利用者に支障が出て逆にマイナス効果になると考えられる。	
(3) 利用者の満足度向上について	指定管理者は随時、利用者を対象に施設 使用改善を目的とした意見聴取(アンケー ト等)を行って可能な限り意見を反映させて	
	おり、常に利用者に愛される施設運営を心掛けているため問題無いと考える。	

5 その他自由意見